

県民の皆様へ

県内と全国の感染状況、基本的対処方針を踏まえ、「島根県の対応」について決定いたしましたので、県民の皆様には、お願いをさせていただきます。

要請の期間は、令和4年5月11日から当面の間とします。

特にお願いしたい事項について、申し上げます。

(都道府県をまたぐ移動)

1. 鳥取県を除く他の都道府県との不要不急の移動は、行き先の都道府県の要請を確認の上、極力控えてください。

ただし、やむを得ない仕事や、通勤・通学、転勤、就職活動、婚礼、葬儀・法要、看病・介護、通院、生活必需品の買い物などでの移動は、発熱等の症状がある場合を除き、控えていただく必要はありませんが、「三つの密」の回避を含め基本的な感染防止対策を徹底してください。

(家庭や職場等での健康管理)

2. 発熱や風邪等の症状がある方は、仕事や学校を休み、外出を控え、すみやかに、かかりつけ医、又はしまね新型コロナウイルス感染症「健康相談コールセンター」に連絡のうえ、医療機関を受診していただくようお願いします。

児童・生徒の保護者の方も、こうした対応を徹底してください。

各職場においても、職員の体調がすぐれない場合は、すみやかに医療機関への受診を促すなど、健康管理を徹底してください。

(飲食店等の利用)

3. 飲食店等の利用については、各店舗において感染防止対策を徹底していただき、県民の皆様には、そうした店舗を利用していただくことを前提として、

- (1) 飲食の際の人数を、4人以下としてください。ただし、感染状況を踏まえ、県西部地域と隠岐地域の飲食店等を利用する場合については、飲食の際の人数を8人以下としてください。

この人数制限については、自宅で食事をされている関係にあ

る同居家族等で飲食店等を利用する場合は、適用しません。この扱いは、県内全ての地域とします。

(2) 時間については、複数の店舗を利用する場合も含めて、合計で2時間を限度としてください。

(3) 県外の方との飲食は、県内、県外を問わず、控えてください。ただし、鳥取県と、生活圏域（通勤・買い物等）に属する広島県・山口県の一部の地域の方との飲食については、控えていただく必要はありません。

なお、「接待を伴う飲食店」を含めて、カラオケの利用が可能な店舗等においては、マスクの着用やマイク、リモコン等の消毒、歌唱にあたっては十分な距離を確保するなどの対策を徹底してください。

これらの内容については、今後の感染の状況によって、適宜、見直していきたいと考えています。

（誹謗中傷や差別の防止）

4. 感染した方やその関係者などに対する、インターネットやSNS上などでの誹謗中傷、うわさ話などは、厳に慎んでください。

そして、県や市町村などの公的機関が発信している情報に基づき、人権に配慮した冷静な行動をとるようお願いします。

また、ワクチンを接種できない方を含め、ワクチンを接種していない方に対して、誹謗中傷や不当な差別をしないようお願いします。

県としましては、全国と県内の感染状況を注視し、国や他の都道府県、医療機関、市町村等と十分に連携しながら、感染拡大防止、医療提供体制の確保、そしてワクチンの追加接種等の円滑な推進、地域経済の回復に全力で取り組んでいく考えでありますので、引き続き、県民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

令和4年5月10日

島根県知事 丸山達也